



平成 28 年 5 月 9 日

各 位

会社名	タカラバイオ株式会社 (コード番号 4974 東証 第 1 部)
本社所在地	滋賀県草津市野路東七丁目 4 番 38 号
代表者	代表取締役社長 仲尾 功 一
問合せ先	専務取締役 松崎 修一郎
TEL	(077) 565-6970
URL	<a href="http://www.takara-bio.co.jp/">http://www.takara-bio.co.jp/</a>

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 9 日開催の取締役会決議により、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 14 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第 20 条（代表取締役および役付取締役）第 2 項につきまして、役付取締役として新たに取締役副会長を追加するものであります。
- (2) 監査役を増員による監査体制の充実・強化を図るため、現行定款第 27 条（員数）につきまして、監査役の員数を増員することといたしたく変更するものであります。
- (3) 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映させるため、新たに名誉会長および相談役を選定することができる旨の規定を定款第 27 条として新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) <b>第20条</b> < 条文省略 > 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役および役付取締役) <b>第20条</b> < 現行どおり > 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、 <u>取締役副会長 1 名</u> 、取締役社長 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
<b>第21条～第26条</b> < 条文省略 >	<b>第21条～第26条</b> < 現行どおり >

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(員数)</p> <p><b>第27条</b> 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p><b>第28条～第38条</b> &lt;条文省略&gt;</p>	<p style="text-align: center;">(名誉会長および相談役)</p> <p><b>第27条</b> <u>取締役会は、その決議によって、名誉会長1名および相談役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(員数)</p> <p><b>第28条</b> 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p><b>第29条～第39条</b> &lt;現行どおり&gt;</p>

### 3. 日程

定時株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日

以 上